

近世地域社会における秩序維持策について

—The Measure of Keeping Social Order of Community in the Early Modern—

大賀 郁夫

キーワード

徒者 村追放 勘当・帳外れ 行き倒れ 村法

目次

はじめに

一 領主による治安維持策

二 地域社会「内」での治安維持策

(一) 犯罪解決方法

(二) 地域内「徒者(いたずらもの)」への対処策

(三) 追放者の受け入れ

三 地域社会「外」者への対策

(一) 藩の対処策

(二) 行き倒れ者への対処策

(三) 法令にみる「他所者」対策

結びにかえて

近世において地域社会は自権断を保持し、自力解決は制限を加えられながらも温存されていた。小稿では日向国延岡藩領を対象に、地域秩序を乱した場合、また乱すと見なされた「徒者」に対して、地域社会がどのような方策を取ったかについて検討した。

常日頃から住民相互による「人品」監察が行われており、「人品不直」者や「徒者」は、村替えや村からの追放が行われた。身内に「徒者」がいる場合は、本人はもとより親類・五人組・村役人たちの障りになる前に、親・親類から勘当・帳外れの申請がなされた。村が主体となって「徒者」を村外に追放した例も少なくなかった。治安を乱しかねない地域外からの往来者については、その宿泊を制限するなど厳しく対処された。藩は領内での行き倒れ人への処理・埋葬法などを細かく定め、後難を蒙らないよう細心の注意を払った。

追放となった者も悪事をしていないことを確認し、旦那寺からの歎願という形を取って帰村が認められた。この場合、領主権力と地域社会の間に位置する旦那寺の存在はきわめて大きい。また大赦も帰村の口実に利用された。こうした「ムラ社会」は近代以降も生き続けることになる。

はじめに

近世において、地域社会が紛争解決のために検断権を保持し、自力解決が否定されてはいなかったことは、数多くの事例研究が明らかにするところである。自権断の領域における中世と近世の相違は、犯人を処刑する成敗権と百姓の武力行使の有無にあるとす^①。例えば村共同体は盗み・博奕問題では独自の裁判権・警察権を行使しており、領主の刑罰が村役人の相談によって決められる場合もあった^②。

村の検断権の主体は村役人であり、村の「自治」は村役人の「自治」という性格を強く持ち、村は百姓にとって国家とは区別された検断権を行使する共同的な「公」の場であった^③。また寺院が村や地域の諸事件の調停にかかわることは当然の行為として受けとめられており、詫びの作法の一つである入寺も、地域社会の営みに不可欠な規範として位置づけられていた^④。

小稿ではこうした研究動向を踏まえ、日向国延岡藩領内を対象に、地域秩序を乱した場合、または乱すと見なされた「徒（いたずら）者」に対して地域社会がどのような方策を取ったのかを、地域「内部」および「外部」の危険因子Ⅱ「徒者」への対処法を具体的に明らかにすることを課題とする。

延岡藩領は日向国臼杵郡を城附とする表高七万石の譜代藩である（延享四年以降藩主は内藤氏）。領域は城附臼杵郡四三カ村・二万九二〇三石余のほか、城附西部の高千穂郷一八カ村・

七一二九石余、宮崎郡二一カ村・二万四六九五石余、豊後国大分郡三五六カ村・一万八五石余、速水郡一六カ村・二九六石余、国東郡三三カ村・七七〇三石余^⑤から構成される分散型所領である。なお、使用する史料は特にことわらない限り明治大学博物館所蔵内藤家文書である。

一 領主による治安維持策

まず領主内藤氏による地域社会の治安維持策をみておこう。延享四年に内藤氏が奥州磐城平から日向延岡へ入封して間もない寛延三（一七五〇）年十二月、飛地宮崎郡で富吉村など五カ村百姓が、定免制から検見制への切替えを要求して逃散を企てた宮崎騒動が起こった^⑥。騒動解決直後の翌四年閏六月、藩は宮崎郡に一二人の村廻役を置いて地方支配の強化を図った。

覚

太田村 大塚村 源藤村

祖右衛門 治左衛門 戸佐右衛門

富吉村 浮田村 長嶺村

蔵左衛門 甚右衛門 源右衛門

瓜生野村之内竹篠 大瀬町村 花ヶ嶋町

伊右衛門 武兵衛 与惣左衛門

池内村

久左衛門 〆拾人

右之通此度宮崎郡村廻役被仰付可然奉存候、人品年格合并居

住之在所共ニ得与吟味仕申達候、右之外上野町三左衛門・瓜生野村之内千代ヶ崎忠兵衛共ニ都合村廻役拾貳人之高ニ罷成申候、右之通ニ而郡中御取〆り行届可申与奉存候、尤此度被仰付候拾人之者共、前格之通給分赤米貳石ッ、被下、帯刀御免被成候様仕度奉存候

一右三左衛門・忠兵衛儀、村方取〆りニ茂相加候間、苗字御免被下候様ニ致度旨先達而申達置候、弥御聞届被下候ハ、此度被仰付候拾人之者共茂同様之儀ニ候間、是又不残苗字御免被成候様仕度奉存候、右村廻役之儀村々庄屋共方上ニ相立、萬端取計為仕候事ゆへ委細申達候、以上

閏六月

郡方

人格や格合などを厳しく吟味して、太田村祖右衛門以下一〇人に上野町の三左衛門と瓜生野村の忠兵衛を加えて、計一二二人を郡中取締りのために村廻役に取り立てるといふ。郡方は彼らを苗字御免・庄屋上席とする待遇を藩に上申して、それが認められている。

村廻役には一人につき赤米二石宛を給し、平日は「萬端心付、猥成義無之様」命じ、村々に変義があれば直ちに宮崎代官に通報させた。彼らは一月に一度宛、一人切に書付で村方の様子を延岡表へ報告するなど、藩はかなり入念な治安維持策を講じていたが、四年後には村々が静謐になったとして、村廻役の書付は封印のまま宮崎役所へ提出させ、代官が幸便で延岡へ届けるよう指示されている。⁸⁾

また、宮崎代官を事実上補弼する大庄屋―跡江組大庄屋権利兵衛・大島組同川越友右衛門・太田組同猪八重善左衛門・瓜生野組

同後藤善右衛門の四人には、村方静謐と年貢皆済への「骨折」を賞して一人へ錢三貫文を下賜した。なかでも権利兵衛には、「萬端御用向埒明、組中取扱茂無残所差配甚御調法」を理由に、給米のほかに毎年金一両を下し、他組での入組みの掛合いも任せて「表立不申事済」すようにさせている。⁹⁾

延岡藩の飛地宮崎郡二四カ村を支配する宮崎役所は、延岡城下から赴任する宮崎代官・宮崎勘定人各二名宛のほか、現地取立ての手代と郷組・郷組雇が五、六名、それに小侍・郷足軽ら郷士の少人数で構成されていたため、大庄屋や庄屋たち村役人の協力は不可欠であった。宮崎郡の小侍は貞享期には七〇人を数えたが、内藤氏入封時には郷足軽六人が引き継がれただけであった。¹⁰⁾ 大瀬町村林兵衛については次のようにある。

一郡奉行申達候者、宮崎大瀬町村林兵衛与申者、牧野様二者給分被下小侍ニ被仰付、苗字刀御免被成御境目守相勤候由、當時頭立罷在候右村方之義、高鍋・佐土原御領其外御料所入会之場所ニ付、内々ハ度々入割候義茂有之候得共、林兵衛義兼而人品宜慥成者ニ付、村方之者茂村役人同様ニ重シ、右之者差配相用申候、此度穂北逃散百姓有之節茂、御近領之事故万一御領分江入込候義難計候ニ付、右林兵衛義村方固申付候所、先年小侍相勤候者故萬端取計茂行届、他領ニ而者以前之通小侍与相心得罷在候付、下知茂相用申候人品茂宜者ニ付、此度苗字刀御免被成御境目守被仰付候様ニ仕度旨、宮崎御代官申達候旨郡奉行申聞候付、各江茂遂相談候処申立之趣無相違茂相聞、他領入会之場所ニ候得者取〆之ため御代官申達之

通苗字刀御免被成、御境目守被仰付可然与有之ニ付、江府へ申達御前相窺候処、窺之通可申付旨被仰出候段江府より申来候ニ付、左之通申渡候様郡奉行江申渡

郡方江

宮崎大瀬町村

林兵衛

此者儀人品宜御用向差働相勤候趣申達茂有之ニ付、此度苗字刀御免被成、御境目守被仰付候、猶又出精相勤候様可被申渡候^③

延岡藩領宮崎郡が、高鍋・佐土原・飫肥各藩と幕領の「入会之場所」であったことから、林兵衛は牧野氏時代は給分を貰い苗字・刀御免の小侍で他領との境目守を勤めた。村では入割もあったが林兵衛は「人品宜」者であり、村方では村役人同様に重んじられ、必要とされた存在であった。幕領穂北村の逃散事件では近領であったため飛び火する恐れもあったが、先年小侍を勤めた者であったことから他領では林兵衛を小侍と認識し、村人たちは林兵衛の指示によく従い、そのため事なきを得ることができた。そこでこの林兵衛に苗字・帯刀を許し、従来通り境目守を勤めさせたという宮崎代官の上申が認められたのである。このように、特に飛地支配のためには大庄屋以下の村役人や、村廻役や小侍など地域社会に影響力のある者たちに苗字・帯刀を許し、給分を付与して治安維持に当たらせていたのである。

ところで、飢饉などで領民が困窮した場合、藩には何らかの措置Ⅱ「御救い」が求められた。明和七年春、麦の不作に対する宮

崎代官からの「飢扶持御貸」を上申された藩当局は次のように対処している。

一 右飢扶持之儀此度御代官吟味之上申聞候処、先ッ七百五拾俵御貸被成候ハ、ケ成ニ相済可申哉之旨申聞候、尤人数壹万四千人余之内九千式百人余、如何様ニ茂秋作出来迄取続兼候段申聞候処、飢扶持之義日数三十日之内十日分歟、又ハ至而難凌一村一駄位ニ相願候村方江者十五日分、一日米貳合内外之積を以相渡候ハ、右喰統之内外稼を以取続候配ニ而、猶又得与吟味相約申聞候様具ニ指図致遣、成丈ケ俵高相減候様為相約可申与奉存候^④（後略）

七五〇俵を飢扶持として貸出すが、人口一万四〇〇〇人余のうち九二〇〇人余は秋作まで取続き兼ねるため、三〇日のうち一日分、至極困窮し一村別に願出た村には一日分、一日二合内外を貸付ければ食い繋げるとしている。もっとも、なるだけ俵高を減じようと指示しており、藩の本音が見える。

しかし領内で疫病が流行った場合は、藩としては無策であった。宝暦十三年春頃から高千穂郷で流行った疫病に対してもった藩の対応は興味深い^⑤。

一 高千穂郡中当春方痲病時花申候処、近頃ニ相成下野村・岩戸・山裏・岩井川当時家別同然取臥罷有、山裏ニ而者作付茂成兼、唯今迄七拾人余病死仕候由、右之外村々五人拾人位者郡中病人御座候而、近頃次第病人多相成候付、村切之祈禱をも仕候へ共、日増ニ次村へ押移諸作手入届兼可申段、追々内意申達候由、右付夏方銀取立ニも甚相後候へ共、外致方も無御座候

付、随分祈禱其外立願等相立候様差図仕、諸作荒不申候様差配之由、右之通郡中一圓ニ病人多相成候而ハ致方も無御座候間、三田井村於十社明神御祈禱被仰付、郡中村々へ御守札只今之内被下候ハ、百姓とも難有存入、病氣追払候気分ニも罷成可申候間、御祈禱被仰付候様仕度旨御代官申達候、御憐愍之趣申渡候へ者夏方取立等之儀も致罷罷成可申候間、右之通被仰付候様仕度奉存候

高千穂郷一八カ村のうち五ヶ瀬川岸北に位置する下野・岩戸・山裏・岩井川各村で疫病が流行り、山裏村では作付けもできない状況で七〇余人が病死した。このほかの村々にも五〇人程の病人があり、諸作の手入れもできないありさまであった。これに対して藩は、村別の祈禱では効果無しとみて、特別に三田井村の十社明神¹⁶へ祈禱を命じている。藩主が代参させる神社に祈禱を命じ、その守札を村々に配布することで村人たちがありがたがり、「病氣追払候気分」になると藩はみているが、疫病に対しては祈禱・守札以外にはなす術がなかったのである。

二 地域社会「内」での治安維持策

(一) 犯罪解決方法

村内で治安が乱された場合、もしくは乱されようとした場合、村々はどのような方策を講じたのだろうか。また治安回復システムはどうだったのだろうか。まず村々で起きた傷害事件への対応をみてみよう。

宝暦九年十一月、城附出北村で起きた傷害事件の経緯は次の通りである。

一郡奉行申聞候者、三瀬門弁差紋七義、当廿五日用事ニ付出北村江罷越同夕方罷帰候節、途中ニ而出北村吉三郎与申者江行会候処、兼而意趣怨恨之覚無御座候処、利不尽ニ取懸紋七を道方下江突落、伏居候所を紋七指居候脇指ヲ以ふと腹江突立手を負、危所江中町商人喜左衛門与申者通懸、漸与引わけ申候処、親類并近所之者追々欠付吉三郎義者出北村役人江預置、紋七義者同村親類方江連行養生仕候、今以紋七疵之程難見分旨、右ニ付紋七子共始親類共吉三郎仕方不屈ニ付、早速彼之者方江踏込存分ニ仕旨申候得共、御内意茂申上候上者御下知を請可申候間、夫迄者差扣候様ニ申付置候、右紋七義村方小役茂仕候者、右躰之義ニてハ村方我儘ニ罷成、取メ茂無御座候間、御威光ヲ以御糺被仰付被下候様村役人共相願候旨郡奉行申達候、依之各江茂申談遂相談候処、村役人共相願候通其分ニ被御捨置候而者村方取メ之為ニも相成間敷候間、急度御吟味被仰付可然候、併紋七疵平癒無之内ハ御糺茂相成間敷候間、其内吉三郎義者岡富牢舎被仰付、紋七手疵平癒之上御吟味被仰付可然与有之ニ付、其段郡奉行江申談吉三郎牢舎被仰付候間、郡方江対談入牢為致候様町方江申渡¹⁷

十一月二十五日、恒富村三瀬門の弁指紋七が用事で出北村へ赴き、夕方帰る途中に同村の吉三郎に絡まれ、道下に突き落とされた上、紋七が指していた脇差で腹を刺されるといふ事件である。双方とも面識はなく、吉三郎による一方的な傷害であった。発見

した中町商人喜左衛門が引き分け、親類や近所の者たちが駆けつけて、吉三郎は出北村役人元へ拘束され、紋七は同村の親類宅で養生させた。理不尽にも傷害を負わされた紋七の子や親類たちは、直ぐさま吉三郎方へ押しかけ報復しようとしたが、まず藩へ報告して藩の下知を待つことにした。彼らの言い分は、紋七は村の小役人（弁指）を勤める者であり、それを傷害されるようでは「村方我儘」になり、取締りに支障をきたすので、藩の「威光」をもって真相を究明してくれるよう村役人たちから郡方へ申請があった。郡奉行から上申された藩首脳部は、そのまま捨て置いては村方取締りのためにならないと判断して、紋七が平癒するのを待って糺明することとし、吉三郎はそれまで岡富牢舎に処した。

年が明けて二月、紋七の疵も漸く平癒したため、郡方役所で吉三郎の取り調べが開始された。

一（前略）紋七儀疵茂平癒致候ニ付郡方ニて吟味致候所、吉三郎申達候者、何之意趣意恨茂無之候得共、至極酒給酔前後覚不申候段申達、紋七義茂外ニ何之心当りも無御座候得共、右之通之義ニ御座候得者、吉三郎申達候通酒故之義与奉存候旨申達候、右ニ付吉三郎義急度被仰付可然之処、光福寺・妙専寺方訴詔茂有之、其上外ニ乱心茂無之義ニ付御用捨を以村方追払被仰付、御城下一里四方御構被成、紋七義油断成ル致方ニて上之御苦勞ニ相成不都束ニ付、弁指役被取上以來相慎候様被仰付可然候、且又恒富村庄屋・弁指共之儀、紋七疵之義ニ付御糺明相願候義取計之致方茂可有之所不行届不調法ニ付、被仰付方茂可有之候得共御用捨を以一通御呵流被成可然与各

遂相談、左之書付之通申渡候様郡奉行へ申渡書付相渡、出牢申付候様寺社奉行へ出牢証文相渡、右口書等之義委細郡方ニ留有之ニ付爰へ略ス¹⁸

調べに対して吉三郎は、紋七とは全く面識なく、当然彼への意趣遣恨も無いこと、当時かなり泥酔しており前後不覚だったと供述した。紋七も吉三郎から刺される心当たりはないということで、郡方は吉三郎の酔狂であったと結論づけた。吉三郎は厳罰に処されるべき処であるが、光福寺・妙専寺から罪を軽減しよう訴詔がなされ、また乱心でもないことから村方から追放し、かつ城下一里四方への立入り禁止処分となった。被害者である紋七にも「油断」があり、「上之御苦勞」になったことは不都束だとして、弁指役を取上げて慎みを命じた。さらに恒富村の庄屋・弁指たちも紋七の受けた傷害に対する糺明を藩に委ねたことが「不行届・不調法」とされたが、今回は免除となった。実際に吉三郎が紋七を刺したのが「酔狂」の上であったかは不明であるが、藩はそう断定して追放処分としたのである。また村役人たちが処分の対象となったことについては、自検断権が剥奪されたといわれる近世村落ではあるが、傷害事件の真相究明を藩に求めたこと自体が咎められたのである¹⁹。

次に、家族内で殺人が行われた場合、どう対処したかをみてみよう。明和八年十一月、宮崎郡生目村百姓治右衛門が兄相助を斬り殺して、自らは自殺するという事件が起こった。事の次第は宮崎役所へ通報され、役所からは勘定人二名が派遣された。取り調べは兄弟の両親・相助妻・村役人・親類・五人組・隣家にも及び、

相助の死骸は仮埋、治右衛門の死骸は塩詰めされて、両親と相助妻の口書が作成された。

一私儀悴兩人御座候、惣領相助当卯三十六歳罷成、妻子御座候而別宅ニ為相住候、次男治右衛門妻子無御座、私一所ニ相暮罷在申候処、昨二日晚相助方江治右衛門罷出、相助右之頃方首ニ懸ケ六寸ほど脇差ニ而切付即死仕、治右衛門儀早速罷帰り庭ニ而切腹仕、疵之儀臍方上八寸程引廻シ、ふゑ三寸程切候而相果申候、右ニ付何ぞ沢茂有之、右通之儀ニ候哉段々御尋被遊候得共、兼而不和之様子茂無之候、治右衛門義此間少シ変氣之様子相見へ申候得共、極而乱心与申程之義無御座候、たにくわニ而ケ様之儀仕出シ申候儀与奉存候、平生何ぞ心付候儀茂無御座候、私儀茂七十四歳ニ罷成、座之中漸々歩行仕候故、何之儀も存不申、治右衛門切腹之砌茂存沢茂相尋申候得共、何ぞ不申置相果申候儀ニ御座候、右之儀ニ付此上如何様ニ被仰付候共一言之申訳無御座候、仍而如件

明和八年卯十一月三日 生目村

郡平印・同人妻²⁰

治右衛門が相助を殺害し自分も切腹した経緯を生々しく記すが、動機については不明とする。かねて不和のようでもなく、治右衛門は少し「変氣之様子」ではあったが「極而乱心」というほどでもなかったと供述している。恐らくは上気して血迷った行動だったかもしれない。

父親郡平の供述に対して、藩は治右衛門の行為を「乱心之仕業」と断定した。相助の死骸は埋葬させるが、治右衛門のそれ

は「最寄野原江取捨致」すよう命じている²¹。身内の殺人事件が起こった場合、加害者を乱心扱いとして処罰（この場合は治右衛門の死骸の廃棄）して事件を落着かせたのである。なお両親と相助妻は、治右衛門の異変に乱心に気づかなかったのは「不念」でとして一〇日間の慎み・叱りに処された。

(二) 地域内「徒者（いたずらもの）」への対処策

地域社会は犯罪を引き起こす可能性を持つ所謂「徒者」にどのように対処していたのだろうか。いくつか事例をみてみよう。

事例①

宮崎郡 古城村 善右衛門

此者儀兼々人品不宜、村内聊之出入も六ヶ敷申成腰押等いたし、自然与小前突合不宜様成行、自分より村端へ傳住いたし居候処、近年又々村中へ立戻居、矢張同様之人品ニ付小前寄合等之場へ罷出様村役人申付不相用、不筋之儀間々申立、尚又太田組高掛献納米申含ニ付、御勘定人出役之砌大塚村江罷越、太田村高掛り献納米相納候段ニ無之、御救米相願候様与大塚村庄屋元ニ而申触候より申含手間取候処、全此者虚言ニ而人氣を迷し候而已ならず、兼而村役人申付をも不相用、不筋之儀申立旁以不都束ニ付、御糺之上急度被仰付方可有御座候へとも、各別之以御憐愍御糺御用捨被成、此度家族一同上別府村江村替之上、御城内并宮崎役所・古城村立入御差留被成可然哉奉存候²²

以前から「人品不宜」、村内での訴詔事も起こしていた古城村

の善右衛門は、小前同士の付き合いもできなくなり村端へ転住していた。近年善右衛門は再び村中へ立ち戻るが状況は変わらず、村役人らは善右衛門に小前寄合の場へ出ないよう命じたものの従わず、高掛献納米に関して虚言で周囲を迷わすなどしたため、家族一同川向かいの上別府村へ村替えに処されたというものである。問題を起こす危険人物を、家族ともども川を隔てた他村に移すことで、古城村の治安維持を図ったのである。

事例②

これは「徒者」を抱える伯父が甥の勘当・帳外れを願出たものである。

覚

私御代官所

申正月十三日訴

日向国宮崎郡細江村

一勘当帳外

惣兵衛甥 無高百姓

重右衛門 申三拾才

右之者両親共相果、伯父惣兵衛方江引取世話仕罷在候処、平

日大酒を好農業を嫌ひ身持不持ニ付、伯父惣兵衛者勿論親類・

組合・村役人共度々異見差加候得共不相用、此上何様之儀仕

出候程茂難計候間、勘当帳外被仰付度旨伯父惣兵衛并親類・

組合・村役人一同申立候、願之通可申付候哉奉伺候、以上⁽²³⁾

宮崎郡細江村の惣兵衛から宮崎役所に提出された覚書であるが、重右衛門は両親が亡くなったため伯父惣兵衛に引き取られていたが、平日大酒を呑み、農作業を嫌って「身持不持」であったため、惣兵衛をはじめ親類・五人組・村役人たちが異見しても用いな

かった。この上どのような問題を引き起こすか計り難かったため、惣兵衛たち一同で重右衛門の勘当・帳外れを役所に願出たのである。世話をしている惣兵衛はもとより、親類・五人組・村役人一同で重右衛門という「徒人」を村社会から排除したのである。

事例③

これは自身の悴を村追放を願出たものである。

乍恐以書付奉願上候御事

一私悴権左衛門、当子三十四歳罷成候処、兼而人品不宜不行跡者ニ御座候付、度々異見仕候得共相用不申候ニ付、親類・五人組之者共者不及申上、村役人迄茂異見相成候得共、一円ニ相用不申通、不行跡相募申候而親類・五人組之者共難及了簡御座候付、村方追払仕度奉存候、右躰之ものニ御座候得者、御他領にて悪事仕候儀も難計奉存候間、村方御帳面御除被下候様奉願上候、万一此已後村方江立帰申候ハ、捕置、御注進可申上候間、右奉願上候通被仰付被下候ハ、親類・五人組・村役人迄難有奉存候、以上

明和五年五月

宮崎郡下北方村役人

権左衛門親

覚助 印

同人親類

権六 印

丈右衛門印

庄七 印

同村五人組

又兵衛 印

奥右衛門印

平左衛門印

鉄之助 印

同村年寄 初右衛門印

織右衛門印

庄三郎 印

宮崎 御役所

同村庄屋小川藤左衛門印²⁾

下北方村で村役人を務める覚助の倅権左衛門は、かねてより「人品不直」者で親類・五人組・村役人たちがたびたび異見しても用いず、「不行跡」が重なり手の打ちようがないとして、村から追放してくれるよう宮崎役所へ願出た。この場合、権左衛門のことであるから他領で悪事を働くやもしれず、村方人別帳面から外すよう求めている。そして、以後村方へ立返った場合は捕らえ置き、役所へ注進するとしている。自分の倅であっても身持ちが悪く悪事を起こす可能性が高い場合は、村社会から排除していたことが分かる。

事例④

「徒者」の勘当・帳外れを願出るのは身内ばかりではない。

乍憚以書付申上候

組内庄蔵儀、常々不行跡ニ而物事我倅者ニ御座候而、数年諸人相手ニ及口論、脇差ニ而打擲致理不尽致方数度御座候、御公辺江茂御達可申上候処、左様御座候而者御上江茂御苦勞奉掛、村方難儀ニ茂相成申義ニ奉存候、村中方内々ニ而相済置申候、然ル処不行跡相直り申義茂相見へ不申候、此已後之儀無心元奉存候間、所払ニ茂仕度奉存候得共、立帰如何様成あぐ事仕出候儀も難計御座候間、以御威光村追払被仰付被下候

様御願申上候、以上

未八月

加草村百姓惣代太平 印

同断 平兵衛印

組合頭 清吉 印

同村弁差 長吉 印

加草村庄屋 藤兵衛殿

同断 甚三郎印³⁾

加草村の庄蔵は常々「不行跡」「我倅者」であり、諸人相手に口論し脇差で打擲するなど理不尽な「徒者」であった。役所へ訴えては「御上江茂御苦勞」をかけ、村方も難儀となるため内済していた。しかし不行跡は治る見込みもないため追放したいが、立ち返ってどのような悪事を働くかもしれないため、藩の「御威光」を持って村追払いを願出たのである。村から追放しても立ち返り、どのような報復をされるか分からないため、藩権力を背景にした排除を求めている。

百姓惣代・組合頭・弁差連名の願書を受け取った庄屋藤兵衛は、次のような書付を代官所へ提出した。

右之通惣百姓中方書付差出申候処、前書之通常々不行跡我倅者ニ相違無御座候へ共、若年ニ御座候間異見をも差加申候者、人柄茂相直り可申哉与憐愍加エ差免置申候処、別而相直ル趣相見エ不申候付、村中願通所追払申候而茂立帰、如何様之悪事仕候義茂難計奉存候間、御上御威光を以此度立帰不申候様所追払被仰付被下候様奉願上候、以上

加草村庄屋

藤兵衛 印

御代官所⁴⁾

庄蔵は常々不行跡・我侷者ではあるがまだ若年であるため、異見を加えれば立ち直るかもしれないと「憐愍」を加えて様子を見たところ、立ち直る見込みがないと判断した。藤兵衛は村中が庄蔵の追放を望んでいるとして、立ち返って悪事を起こさないよう藩権力で追放を命じてほしいと願ったのである。

宮崎役所から郡方へ上申された願書は、郡奉行により御用部屋へ上申され協議された結果、庄蔵に岡富人牢を命じる一方、村役人・親類・五人組を郡方に呼んで再度尋問がなされた。庄蔵の悪行を確認して家老たちの協議を経て、庄蔵は領内追放処分となった。藩の「御威光」を背景としているため、かなり慎重に取り調べがなされているのが特徴である。庄蔵は翌宝暦十四（明和元年）六月六日付で出牢証文により出牢し、領内追払処分となっている。²⁷

事例⑤

身内や村役人からの願いによって一旦は村から追放された「徒人」が再度居村に立ち帰り、悪事を重ねることが問題になっていった。一町奉行申達候者、柳沢町川原芝居小屋之辺ニ而、此間胡乱成もの片山非人共召捕吟味致候処、先年岡富村水吞百姓六助と申者二男伊之助と申者之由、右六助全躰不行跡者ニ付、去ル卯年村方願之上六助并妻子共ニ四人村方追払致候由、然ル処伊之助事度々立婦悪事致候故、非人追払申候処、此度又候立婦候由、右付伊之介義此度者大橋辺ニて日数三日曝ニ而、御領内追払非人とも江申付可然哉之旨申達候付、各逐相談候処申達之通三日曝候而、非人とも方追払為致可然と有之ニ付、

其段町奉行江申渡²⁸

柳沢町川原の芝居小屋あたりで怪しい者を非人たちが捕らえて吟味したところ、先年岡富村の水吞百姓六助の二男伊之助であった。この六助たちは不行跡者で、卯年（宝暦九年）に村方より願いにて妻子ともども村追放に処せられていた。ところが伊之助はたびたび立ち帰り悪事を重ねるため非人たちが追払っていたが、伊之助は再々度立ち返ったため、今度は大橋あたりで三日曝し、領内追放に処されたのである。

このように追放された「徒者」が居村へ立ち帰ることは、治安維持の面でも看過できない問題であった。藩では郡方・宗門方に対して次のような触を出している。

郡方・宗門方江

一御領内追払者并勘当・帳外人之類、我儘ニ御領内江立婦徘徊致候趣粗相聞エ候、兼而被仰出候通見逃聞逃不致訴出可申候、村役人始村中之者共、町役人始町中之者共不届至極候
 一他所者猥ニ宿致候儀、兼而御停止之処是又近年不埒之儀相聞エ候、前々御制禁之通堅相守候様急度可申付候
 一神事祭礼又は入仏開帳縁日等ニ而人集致候節、於辻々博奕ちよほいち等有之趣相聞エ候付、右躰之もの見掛り候ハ、召捕注進可致旨、去年中茂被仰付候処、今以相止兼候趣粗相聞エ不届至極候、以来於相背は兼而御定之通急度可被仰付候間、末々之もの迄堅相守候様可申付候
 右之通此度被仰出候間、郷中江・町方・寺社并門前江可被相触候、以上²⁹

領内から追放された者や勘当・帳外れ者が立ち帰り徘徊する姿が見受けられ、村役人や村人にその出訴を命じるとともに、他者への宿を厳禁している。また神事・祭礼や入仏開帳・縁日など、群集する場所で博奕など賭事をする者を見かけた場合は、召捕らえて注進するよう昨年も命じていたが、未だ絶えない現状を危惧して厳罰に処すとしている。領内一円で治安悪化が問題となっていたのであり、藩および村はその対処に頭を悩ましていたのである。

(三) 追放者の受け入れ

村の治安を乱すと見なされ追放された徒者であるが、村はこうした者を受け入れる場合もあった。

一 寺社奉行申達候者、北町笹屋権兵衛兄久兵衛、去ル丑年出奔候処、久兵衛母弟権兵衛養育致置候、右久兵衛悪事等も無之、年若故心得違を以与風出奔、所々致流浪候付、何卒帰居為致度、旦那寺光勝寺江相歎候段、右付同寺并三福寺方此度瑞卒院様七回忌御相当ニ付、御大赦之思召を以帰居御免被成下候様仕度願出候旨

一 郡奉行申達候者、大武町彦六親五郎八と申者、八年已前与風出奔、悪事等も無之候処行衛不相知候付人別帳相除候処、五郎八細嶋辺徘徊病身ニ相成候付甚難儀いたし、五郎八跡妻子共ニ難儀至極ニ付、御慈悲を以帰居之儀大武町乙名迄願出、乙名方三福寺旦那寺ニ付願出候段三福寺奥書を以、此度瑞卒院様七回忌御大赦之思召を以帰居御免被成下候様御代官所迄

願出候段申聞候

右之通両役申達候付各遂相談候処、帰居之儀むさと御聞届難被成候へ共、無抱意味相聞候ニ付、此度大赦之思召を以両人共ニ帰居御免被成可然与有之ニ付、其段両役江申遣願書留略^{②)} 戻

これは寺社奉行および郡奉行から御用部屋へ上申された願書であるが、いずれも「与風出奔」すなわち行方不明になった者たちの帰居を願出たものである。寺社奉行（町奉行兼帯）からの上申書は、去丑年（宝暦七年か）に出奔した北町笹屋権兵衛の兄久兵衛について、まだ若年であり悪事もしていないことや各所を流浪したこと等を理由に、旦那寺である光勝寺および三福寺から瑞卒院七回忌の大赦による帰居を願っている。郡奉行のものは、八年以前に出奔した大武町彦六の親五郎八について、こちらも悪事をしていないこと、病身で難儀していることなどを理由に帰居願を大武町乙名へ願出、乙名から旦那寺の三福寺へ願出て三福寺奥書を以て大赦による帰居を願っている。いずれの場合も大赦を理由に許可された。

出奔した者の帰居には、旦那寺の奥書や大赦願いなど決まった手続きが必要であった。次の史料は、恒富村出口門の権蔵が四年前に出奔して行方不明になり、突然帰居したところを捕縛・入牢させられた悴の見請けを大庄屋染矢助右衛門に願出たものである。

乍恐以書付御願申上候御事

一 私悴太郎右衛門儀、去ル寅ノ極月御当地立退候付、御近領迄所々相尋候得共行衛相知不申候付、其節御届申上村方御帳面

茂御除被下候処、当三月八日夜与風立掃乱心之躰ニ而罷在候付、捕置御注進申上候処入牢被仰付候、右之通乱心之躰ニ罷成一入不便奉存候、近頃御恐多奉存候得共、此上御糺明之儀御用捨被成下、出牢被仰付被下候様御願被成可被下候、左候ハ、私方江引取一生嚴敷押込指置、此上御上之御苦勞不相成候様可仕候、此以後万一不埒之儀御座候ハ、如何様被仰付候共一言之儀申上間敷候、右之趣何分ニ茂宜敷被仰上被下候様奉願候、以上

午四月

恒富村出口門

権蔵 印

染矢助右衛門殿³¹

太郎右衛門は「乱心之躰」であったため、取り敢えず役所へ進したところ入牢を命じられた。権蔵はその姿を「一入不便」とみて、役所による糺明の用捨と太郎右衛門の出牢を歎願した。また出牢後は自分方に引き取り、太郎右衛門を一生嚴しく押込め監督するからと誓約している。

権蔵からの願書を受け取った染矢は、同門組合頭梅右衛門・弁指治郎七・磯右衛門らと連署して、出牢願を旦那寺である三福寺へ提出した。

右太郎右衛門儀親権蔵奉願候通相違之儀無御座候間、御憐愍を以出牢被仰付、権蔵願之通押込御聞届被成被下候様、何分御訴詔被仰上可被下候、以上

恒富村出口門組合頭

梅右衛門印

同村弁指

治郎七 印

同村本村門同 磯右衛門印
同村大庄屋 染矢助右衛門印
三福寺様³²

これを受けて三福寺は「御上之御苦勞相成不申様」との文言を附して、代官所へ太郎右衛門の出牢願を提出する。

右之趣拙僧旦那寺故度々罷越相歎申候故、難捨置奉存候、何卒重御願御座候得共、御憐愍を以出牢被仰付被下候ハ、前段之通親共方江引取一生嚴敷押込置、御上之御苦勞相成不申候様可仕候間、右願之通御聞濟被為遊被下候様幾重ニ茂御取成奉願上候、以上

三福寺 印

御代官所³³

代官所から願書を受け取った郡方では、郡奉行が御用部屋へ上申して協議がなされ、権蔵の願い通り太郎右衛門の出牢が認められた。

村方の治安を維持するために、村内の危険分子と目された「徒者」は村外に追放（排除）されるが、立ち帰りを恐れる村は藩の「御威光」を求めた。またその一方で、身内が責任を持って面倒を見る条件で出奔者の立ち帰りが歎願され、村役人および旦那寺の口入れによりそれが実現されていたのである。

三 地域社会「外」者への対策

次に、地域社会が地域外から入り込む「徒者」に対してどのよ

うに対処していたのか、まず藩の対応策についてみてみよう。

(一) 藩の対応策

近世期になると城下町を中心に各地を結ぶ往還や、年貢・諸産物の流通などによって交通路が整備され、旅行者も増加する。それに伴い地域外の「徒者」も地域内秩序を乱す者として警戒されていく。藩では旅行者が領内で死亡した場合の取扱いを次のように定めている。

一所役人往来証文ニ而国所領主等茂相知候分ハ死骸ハ仮埋、遠国たり共先方役人江掛合、然ル所遠国ニ付見寄之者等不差越、家法之通取計呉候様申来候分ハ、葬方石搭等懇ニ取計可遣旨、其所之役人并寺院江も可申談、見寄之者罷越候分着之上相對之時義ニ可任事、右掛合之処人別ニ無之差構無之段申来候分ハ、無宿之取扱方ニて可然⁵⁹

往来証文で支配領主等が判別できた場合は死骸は仮埋めし、遠国であっても先方役人へ知らせること、遠国のため身寄りの者が現地に來られず、家法の通り葬送してほしいと頼まれた場合は、葬方や石塔など懇ろに取り計らうことなどを現地役人や寺院に命じている。また身寄りの者が来た場合は相対で処理し、特に異論が無ければ現地の取扱い方でよいとしている。またその知らせる範囲は次の通りである。

富高御陣屋支配村々 高鍋領村々
佐伯領村々 竹田領村々

肥後領村々

右之外者掛合ニ不及、右五ヶ領之内ニ而も二十里ニ茂及候ハ、

掛合ニ及間敷哉之事、病死之当人存命之内、無宿之申立ニ候ハ、無宿之取喰にて可然事、勿論所役人等見分前手統一紙之口上書取、最寄寺院江為取置、所持之品其寺江取、石搭建候義寺之心次第、右当人生所慥ニ申之、或者数年以前生国立出、当時入帳之程無覺束杯之類は無宿之取喰ニ者難致、其ものゝ身柄ニ茂寄、病死之時義ニ寄、重キ方ハ奉行所方先方御領主役筋方掛合之上落着可取遣、軽キ筋ハ所役人同士之掛合ニ而可然事、勿論口上書は所役人或者宿病中之素乱迄にて、死骸は其もの申置も候ハ、其宗旨之寺、左も無之候ハ、最寄之寺江仮埋、所持之品ハ所役人江預ケ証文取之、倒死之者前ケ条之趣大躰取扱可申、乍然所持品之内往来証文も捨往来証文も無之、生国不知もの、或は不慥成国所記候品有之類ハ、死骸仮埋六ヶ月建札之上、尋来候者無之ハ最寄寺院江所持之品引渡⁶⁰

富高陣屋支配の村々と高鍋領・佐伯領・竹田領・肥後領村々に限り、その中でも二〇里を超える場合は知らせる必要は無いとしている。病人が存命中に無宿だと申し立てれば無宿扱いとし、現地の役人が見分前に一紙口上書を取り、最寄りの寺院に所持品とともに預け置き、石塔を建てるかは寺次第とする。当人の生所が確かな者や、数年前に生国立出当時の入帳が覚束ない場合でも無宿とは見なしがたく、身柄や病死時の状況にもよるが重い場合は奉行所から先方領主筋へ掛け合い落着すること、軽い場合は現地役人同士の掛け合いで処理するとしている。口上書は現地役人か宿主人が病中素乱までを記し、死骸は当人が願えばその宗旨の寺へ、そうでなければ最寄りの寺へ仮埋めし、所持品は役人に預け

て証文を取ることなど、行き倒れ者への対応を取り決めている。なお、所持品のうち往来証文も捨往来証文も無く、生国も分からず、不慥かな国所を記した品がある場合は、死骸は六月間札を建てて仮埋めし、尋ね来る者が無い場合は最寄りの寺へ所持品を引き渡すとしている。このように他領者が病気あるいは事故・殺害などにより領内で死亡した場合は、検使により身元を確認し身寄りが願出れば死骸は引き取らせるが、検使御免とした場合は「後日所ニ難題相掛ケ間敷、聊異論無之段を認させ」るなど、後難を蒙らないよう細心の注意を払ったのである。

（二）行き倒れ者への対処策

次に、他所者が地域内で行き倒れになった場合の事例を見てみよう。

事例⑤

一郡奉行申達候者、昨十九日恒富村之内立田与申所江年頃六十四五之男老人行倒居候ニ付、村役人より訴出候段申聞候、依之各江も申談検使被遣可然与、御徒目付之儀御目付方江申談候処、松本弾兵衛恒富支配御代官鈴木新兵衛昨夜中罷出見届候処、怪敷躰ニも無之四国遍路与相見、品々持道具有之、所生者秋月左京様御所務所日州諸縣郡木脇村五左衛門与申者之由、彼地旦那寺往来證文持居候付、則持道具等村方江預、死骸其所江為取置候趣、村方一札取之右兩人罷帰差出候付、猶又各々へも申談委細役方ニ扣有之候ニ付留略、且又御同国之儀ニ付御附届有之可然与、郡方其段左京様役人中

江通達致候様申渡³⁶

宝曆十二年十月十九日のこと。城附恒富村の立田というところで、年の頃は六四・五歳の男が行き倒れていると村役人から知らせがあり、御徒目付松本弾兵衛と内郷（恒富支配）代官鈴木新兵衛らが検使として出役したところ、別に怪しい躰でもなく四国遍路のようにみえた。所持品や諸道具から、秋月左京領諸県郡木脇村出生の五左衛門であることが判明した。旦那寺の往来証文を所持していたため、所持品・諸道具などを村方へ預け、死骸はその場へ埋葬させ、村方から一札をとって処理を終えた。この場合往来証文から身元が判明したのであるが、所持していない場合や乞食躰であった場合には別の方法がとられた。

事例⑥

一恒富村之内出口門権現森ニ而乞食道心躰之もの重病之躰、村方之者見請候ニ付飯等遣候処、無程致病死候ニ付、非人共江為見候処、見知有之無宿之乞食相違無之、上方御苦勞相成、村方厄介ニ相成候儀氣之毒ニ付、非人手ニ而取片付、後日上之御沙汰有之候ハ、非人頭罷出申聞仕候之間、死骸引渡呉候様非人申聞候間、非人共江相渡候旨村役人方申聞有之候間、早速奉行衆江申達候処、道心躰之者ニ付奉行衆方寺社方へも打合之上、御用部や江申達無之相済、尤後日御尋等有之候ハ、前断之通非人共片付候段被申達積、尤非人頭方右之素乱町同心小頭迄相届候之由、委細日記ニ有之³⁷。これは文政五年七月、同じく恒富村出口門の権現森で、乞食道心躰の者が重病となった。村方の者が飯米などを与えたが程なく

病死したので、非人たちに見せたところ顔見知りの無宿の乞食に間違いないとのことであった。非人たちは「上方御苦労」にもなり、村方にも「厄介」になるのは気の毒だとして非人の手で取り片付け、後日藩から問い合わせがあれば非人頭が出頭して説明するとして、死骸を引き渡してくれるよう願ったので、死骸を渡したとの報告が村役人よりあった。早速奉行衆へ上申したところ、道心昧の者なので寺社方とも打ち合わせた上で、御用部屋への上申はせずに処理された。後日問い合わせがあれば非人たちが取り片付けた旨を報告するとしている。なお経緯は非人頭から町同心小頭まで届けさせている。乞食が行き倒れた場合、死骸は非人の手で処理されており、こうした事件は藩・村方にとって「他所者」^①。「厄介」と認識されていたのである。

(三) 法令にみる「他所者」対策

治安を乱しかねない「他所者」の往来問題は、地域社会にとって避け難い最重要課題の一つであった。また領主もさまざまな法令を出すことで不審な往還者を取り締まった。延岡藩領で出された往還者取締りに関する領主法令をみてみよう。

次の史料は、延宝三（一六七五）年九月十六日付で、家老有馬平之允・林田図書らから臼杵郡代所に宛てて出された三一条に及ぶ法令のうち、旅人取締りに関する条文である。

一 往還之ものへ無滞駄賃・日用所々如定可取之、非分之駄賃取申においてハ、其身事ハ不及申、其所之庄屋・弁指・小触可為曲事

附、往還之もの一宿ハ不苦、二夜と宿仕間鋪候、飯米等入用におひてハ宿主として肝煎可遣候、并旅人自然むしくかくらんの砌ハ、宿主随分心お付へき事

一 従他国領分お頼来人あらば、不依何者宗門堅相改、男女員数・年・名計迄書□、郡代所迄可指出事^②

往還の者へ駄賃・日用は滞りなく定額払うことを命じ、旅人は一宿は認めるが二泊はさせないこと、飯米などは宿主が世話すること、旅人が病気になる場合も宿主が配慮することなどを命じている。また他国から領分を頼ってきた者があれば、宗門改めを厳格に行い、男女員数や年齢・名前を書き上げて郡代所まで差出すよう命じている。他所者がどこの誰か、その宗旨・年齢・名前に至るまでたいへん厳しいチェックがなされていたことが分かる。これらの法令は、毎年正月十六日・五月十六日・九月十六日の三度宛、各所で全員に読み聞かせるよう代官・庄屋へ命じている。また次の史料は、天和三（一六八三）年十月朔日付、家老堀斎宮・有馬五郎左衛門・同忠兵衛連署で高千穂代官嶺儀左衛門宛に出された二一条のうちの関係法令である。

一人売買之儀、常々依御停止、其旨申付といへとも、重而従公儀も被仰出儀ニ候条、弥堅可相守也、他領者ハ縦年季者にても召抱問敷事

附、かとおかしものハ不及申、永代もの召抱問敷也、年季者之儀、十年を過へからず、尤相定年数之外召置ましき事
一 往還之者宗門手形相改、道筋一宿は不苦、二夜と宿仕間敷事
附、行方不知者并うさん成者に宿かすましき事^③

天和期においても未だ人身売買が横行していたことが分かる。他領者は年季労働者でも召し抱えてはならず、拐かし者や永代者も召し抱えないこと、年季は一〇年を過ぎないこと、定めた年季以外は召置かないこと、またここでも往還者は宗門手形を改め二宿以上させないこと、行方知らず者や胡乱者には宿を貸さないことなどを厳命している。どのような経緯で年季者になるかは判然とせず、そうした不審者を長期間地域に召置くことはたいへん危険だと判断されたのである。

このように地域社会では他所者に対して厳しい規制が働いたが、その一方で元禄元（一六八八）年以降、行倒人取扱い規定が追々発令され、他所者の病人・死人を取り扱うシステムが全国的に確立してゆくことになる。他所者を地域内に留め置かないとする旧来の原則と、旅人の病人の看病や死亡時には地域に埋葬するとう矛盾する新たな原則との両立が求められるようになる。^④

二元元（一七三六）年、家代村庄屋黒木喜多八と宇右衛門以下七人の弁指が連盟で代官に提出した、同村五人組手形前書三七条のうち、他所者への対処法について示した条文は次の通りである。

一堂宮并山林ニまきれあるき候不審成者見出シ候ハ、押置、御注進可申上候、若捕置申義不能成候ハ、其品ニより人を付、先々村江相届候様可仕候、見逃聞のかし、後日悪事出来仕候ハ、越度可被仰付旨畏候

一従他所村中江越來候者、本之出所を能々聞届、其所方慥成者にて構無御座候由、手形を取置、其上居村之庄屋・弁指・五人組江申届置可申候、勿論他所方年季ニ而召抱候男女之義者、

委細様子相尋、何方方茂構無御座旨慥成請人を為立、手形を取抱可申候事

一欠落之者抱置申間鋪候、并御年貢為訴詔従他所逃散仕候百姓候ハ、縦親類・縁者たりとも宿借シ申間敷候、惣而法師・虚無僧・山伏・行人・乞食・悲人等ニ至迄、行衛不知ものニ一夜成共宿借シ申間鋪候、其外村中之堂宮ニも置申間敷候事

一出家・山伏・行人・虚無僧之所江盗人參候而はかりことを申、宿借候事数多有之候、惣而行衛不知者へ宿借不申様可申渡旨被仰付奉畏候、猶以鐘たたき・乞食・悲人又者穢多等ニも堅右之趣申付、宿為致間敷候事

一当村中ニ耕作・商売をも不致、其上他所へ切々罷越、常々博奕かけの勝負を好、或宿いたし、不似合之衣類を着シ、不審成者有之者早速可申上候、隠置彼輩悪事仕協方願申候ハ、親子・兄弟・庄屋・弁指・五人組迄越度可被仰付候、惣而三四日之滞留ニ而他所江罷越候共、庄屋・弁指・五人組江断可參候事

一往還之町者不及申、在々共旅人大切可仕候、於途中人馬煩候時ハ、庄屋・百姓立会可致助抱候、煩重候ハ、御役所江早速御注進可申上候、若相果候ハ、早速得御下知、其上庄屋・百姓立会其者之道具改、封を付置可申旨奉畏候事

附、病人存生之内往来手形致吟味、出所旁々口上書付置可申旨奉畏候事

一手負之者又者人をあやめ候者有之者押置、御注進可申上候、其品により人を付、先々村江段々相届ケ候様ニも可仕候、見

のかしに仕間敷候旨奉畏候事

一御公儀を軽シ、諸事ニ付庄屋下知を不用、事ニも成間敷義を申立、友百姓悪事をすゝめ、常ニ公事出入を好、剩隣郷迄茂親類縁者組シ致荷担、物事正路ニ無之我儘成者有之ハ、大小百姓よらず可申上候、御糺明之上急度可被仰付候旨被仰渡奉畏候、若隱置悪事出来仕候ハ、庄屋・弁指・五人組越度ニ可被仰付候事^④

従来通り他所者や不審者に対して手形を取ったり請人を立てたりするなど警戒を怠らない一方で、往還の町に限らず村々でも「旅人大切」にするようにと、人馬が病気になった場合は庄屋・百姓が立合い看病し、もし死亡した時は下知を得て所持品の管理をするよう命じられている。他所者に対する矛盾した旧法と新法に、住民はさぞ困惑したことであろう。

文化二（一八〇五）年三月に高千穂郷山裏村から出された次の史料でも、旅人大切と不審者の排斥が同条に述べられている。

一旅人大切ニ相心得可申候、勿論不審成者村中江差置申間敷候、若此旨を相背不人品之者留メ置、博突其外不法之儀有之候ハ、弁指・組頭・友百姓庄屋元江急度可申出事^⑤

これは、山裏村日添組の組頭八人・組人三一人と水吞二人、日向組の組頭四人と組人二三人、上組の組頭五人と組人一九人、中組の組頭六人と組人二三人が、弁指五人と連名で、庄屋後藤七郎右衛門に宛てて出した請書一条のうちの一部である。藩が定めた法令を、村内の組頭・組人・水吞・弁指たちが遵守を誓約し、背いた者は「御糺明之上如何之越度ニ茂可被仰立候二者一言之儀

申上間敷、為後日惣百姓連印ヲ以御請書差上申候」との文言を明記している。地域秩序を領主権力を背景に維持しようとしているのである。

次の史料は、嘉永元（一八四八）年十月、白杵郡黒木村で取り決められた村法の一部である。

一旅人逗留之儀、無抛儀ニ而両三日を越し候ハ、往来人品等承合、誰方江罷越候段可申達、其外病氣・故障等ニ而逗留為致候ハ、其段御達、御差図ニ従ひ、逗留為仕可申事

附、諸勧進・物もらひ之類入込、御制札之通立入為致申間敷、勿論角々廻在、急度差断可申事^⑥

旅人ばかりでなく、諸勧進や物貰いなど村々を徘徊する他所者への警戒が厳しさを増していることが分かる。この村法は庄屋黒木新蔵と菊池傳吉以下七人の弁指、堀吉弥助以下二八人の組頭、本新蔵と菊池傳吉以下七人の弁指、堀吉弥助以下二八人の組頭、本治以下二八人の百姓惣代の連名となっている。奥書では「右之条々永々末世ニ至迄堅相守可申候」と宣誓しており、前例とは異なり村内で完結している点に特徴がある。

こうした他所者に対する警戒は近代へも引き継がれていく。一例を示そう。明治四十一（一九〇八）年旧正月五日付の宮崎郡生目村字細江の総集会で決議された条項である。

一遊芸人・物貰ヒ等取締励行ノ件（発題者長友清記）

（右制札文左ノ如シ）

当子ノキマリニ依リ、遊芸人・物貰ヒ及ヒ押シ売り等一切謝絶ス

（決議）他所人ハ決シテ宿泊セシメザル事、尤モ親族・知

己ノ者ハ此限りニ非ラズ、但シ長ク宿泊セシメントスルカ、若クハ寄留セシメントスル時ハ、区長及ビ当該講中一同ノ承諾ヲ受クル事⁽⁴⁾

遊芸人や物貰いが入込んだ際の対処法であるが、「当字ノキマリ」として「一切謝絶ス」と断言している。また他所者は決して宿泊させず、親族・知己はこの限りとしないとするが、長期逗留・寄留は区長および当該講中一同の承諾を請けることとしている。他所者を地域内に逗留させないとする慣習を引き続き継承することで、地域内の治安秩序維持を図ろうとしたのである。

結びにかえて

以上、地域社会が秩序維持のためにどのような方策をとっていたのかについて、事例を中心に検討してきた。今まで明らかになったことをまとめて結びにかえたい。

まず、治安維持に対する領主側の方策であるが、宮崎騒動が落ち着いた寛延四年閏六月、藩は宮崎郡に二二人の村廻役を置いて地方支配の強化を図った。村廻役には赤米二石を給し、変事には宮崎代官まで急報するよう命じている。また同郡は村々を四組に分け各組に大庄屋を置いたが、他領・幕領との「入会之場所」であるため、それとは別に境守として「人品宜」者を小侍としてその任に当たらせた。他領と境界を接する飛地では、在地の「顔役」に小給および苗字・帯刀などの特権を与え支配に当たらせていたのである。

飢饉などの際には藩には「御救い」が求められ、明和七年春の麦不作時には「飢扶持御貸」を実施している。しかし領内での疫病流行には打つ手立てがなく、寺社への祈祷と守札の配布に留まるなど救済には限界があった。地域における秩序維持は、地域内の善処が求められていた。

地域社会で起きた殺人事件や傷害事件は、刑事事件であるため藩から検使が出役して解決が図られた⁽⁵⁾。傷害事件では個人的な報復は見送られ、藩の「威光」をもって真相究明が図られた。加害者は村追放に処せられたが、被害者も「油断」があったとして弁指役御免、庄屋ら村役人も事件の糺明を藩に上申したため「上之御苦労」をかけたことを咎められている。また兄弟の殺人事件の例では、加害者が自害しているため「乱心」として処理され、その両親と妻女は「不念」とされている。なお加害者は埋葬が許されず、遺体は「取捨」させていることから、身内の殺人が人道的に重罪であったことが分かる。

事件には至らないまでも、地域社会内の治安が乱されたり、または乱されることが予期された場合は事前に迅速な対応が取られた。常日頃から住民相互による「人品」監察が行われており、「人品不宜」者や「徒者」は、村替えや村からの追放が行われた。身内に「徒者」がいる場合は、本人はもとより親類・五人組・村役人たちの障りになる前に、親・親類から勘当・帳外れの申請がなされた。村が主体となって「徒者」を村外に追放した例も少なく⁽⁶⁾なかった。その場合藩の「御威光」で村追放に処すよう請願しており、地域社会の自権断には限界があった。

領内から追放された「徒者」たちが勝手に立ち戻ることが問題になっており、領主権力は厳罰で臨んだが、一方で立ち戻りを願う場合もあった。「与風出奔」した者の場合、悪事をしていないことを確認し、旦那寺からの歎願という形を取って帰村が認められた。この場合、領主権力と地域社会の間に位置する旦那寺の存在はきわめて大きい。また大赦も帰村の口実に利用された。

治安を乱されかねない地域外からの往来者については、その宿泊を制限するなど厳しく対処された。藩は領内での行き倒れ人への処理・埋葬法などを細かく定め、後難を蒙らないよう細心の注意を払った。行き倒れ人の場合、往来証文の有無や乞食体かどうかによりその対応が異なった。往来証文を所持しない乞食体の者の場合検使はなく、非人がその処理に当たったのであり、こうした者たちは地域社会にとっては「厄介」者に他ならなかったのである。

旅人取締りに関する法令をみると、天和期においても人売買や拐かし類が未だ跡を絶たなかった様子が窺え、彼らを含め他領者は年季労働者でも召し抱えないよう命じている。元禄期以降は、従来の法令内容と矛盾する行き倒れ人取扱規定が発令され、その両立が求められるようになる。なお村法の形式としては、山裏村村法のように組頭・組人たちが弁指と連名で法度を遵守する請書を庄屋宛に差し出すものや、黒木村村法のように庄屋・弁指・組合頭・百姓惣代の連名の形を取っているものもあった。

地域の秩序を乱す恐れのある地域内の「徒者」をいち早く追放・排除するとともに、「厄介」者に他ならない他所者への警戒を怠

らず、その逗留を拒む所謂「ムラ社会」は、近代以降も根強く地域社会に生き続けるのである。

註

- (1) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会一九八五年）。
- (2) 落合延孝「村秩序からの逸脱と統制―上野国碓氷郡東上磯部村の博奕の村議定と事件を通して―」（群馬文化の會編『群馬文化』二二二号一九九〇年）一六頁。
- (3) 落合延孝「近世村落における火事・盗みの検断権と神判の機能」（『歴史評論』四四二号一九八七年）八二頁。
- (4) 井上攻「村社会の諸事件と規範―下総国相馬郡豊田村の名主日記の分析から―」（『龍ヶ崎市史近世調査報告書Ⅱ』一九九六年）一五九頁。
- (5) 明治二年「竈数石高人別調帳」（内藤家文書）。
- (6) 飯島端治「内藤延岡藩初期の農民闘争と領主の動向」（明治大学内藤家文書研究会編『譜代藩の研究』八木書店一九七二年）。
- (7) 寛延四年閏六月廿九日「萬覚書」（明治大学博物館所蔵内藤家文書）。
- (8) 宝曆四年八月廿一日「萬覚書」。
- (9) 宝曆五年七月廿九日「萬覚書」。
- (10) 拙稿「近世期日向延岡藩の飛地支配と地域社会―宮崎郡

- 村々の組織と支配―」（『宮崎公立大学人文学部紀要』第16巻第1号二〇〇九年三月）一一～一二頁。
- (11) 国立国会図書館所蔵「国乗遺聞」（『宮崎県史 史料編近世1』宮崎県一九九一年）所収、四二九頁。
- (12) 自延享四年八月至延享五年十二月「宮崎役所万覚」（内藤家文書『宮崎県史 史料編近世2』所収、八一四頁）。但し、牧野氏時代は「郷足軽高拾人」とある。
- (13) 宝暦九年九月廿五日「萬覚書」
- (14) 明和七年六月十四日「萬覚書」
- (15) 宝暦十三年六月十八日「萬覚書」
- (16) 十社大明神・高知尾社とも称され、寛永年間に延岡藩主有馬氏から社領二〇石の寄付を受け、以後歴代藩主から厚く信仰された。六月の祭礼には藩から代参の使者が派遣され、六月と十二月には初尾銀二両・蠟燭六挺・神酒一斗が供えられた（『宮崎県の地名』平凡社一九九七年、二二六頁）。
- (17) 宝暦九年十一月晦日「萬覚書」
- (18) 宝暦十年二月六日「萬覚書」
- (19) 近年は刑事内済についての研究も進められ、多くの成果が出されている。陶山宗幸「江戸幕府の刑事内済―傷害罪の検討を中心として―」（『法制史研究』四一号一九九一年）、大平祐一「内済と裁判」（藤田覚編『近世法の再検討―歴史学と法史学の対話』山川出版社二〇〇五年）など参照。
- (20) 明和八年十一月六日「萬覚書」
- (21) 明和八年十二月二日「萬覚書」
- (22) 「三ヶ所御罪当者留嘉永五年ヨリ安政元年迄（内藤家文書）」
- (23) 文化九年「日州細江村惣兵衛甥重右衛門勘当帳外同書」（内藤家文書）
- (24) 明和五年六月五日条「萬覚書」
- (25) (26) 宝暦十三年九月十二日「萬覚書」
- (27) 明和元年六月六日「萬覚書」
- (28) 宝暦十三年十一月廿六日「萬覚書」
- (29) 宝暦七年三月五日「萬覚書」
- (30) 宝暦十三年五月廿四日「萬覚書」
- (31) (32) (33) 宝暦十二年四月十五日「萬覚書」
- (34) (35) 検使心得書（内藤家文書）
- (36) 宝暦十二年十月廿日「萬覚書」
- (37) 文政五年七月「検使御免例書」（内藤家文書）
- (38) 延宝三年九月十六日「於在々所々諸法度之覚」（延岡市出北文書『宮崎県史 史料編近世1』所収）
- (39) 天和三年十月朔日「有馬侯御代御法度書之写」（高千穂町岩戸文書『宮崎県史 史料編近世1』所収）
- (40) 松本純子「近世における行き倒れの分析」（『日本歴史』六五一号二〇〇二年）六一頁。
- (41) 元文元年「家代村五人組手形前書」（諸塚村黒葛原公民館所蔵文書『宮崎県史 史料編近世3』所収）。
- (42) 文化二年三月「山裏村惣百姓中請書印形帳」（高千穂町

- 岩戸文書『宮崎県史 史料編近世3』所収)
- (43) 嘉永元年十月「黒木村村法書上帳扣」(北郷村黒木家文書『宮崎県史 史料編近世3』所収)。
- (44) 明治四十一年旧正月五日「字総集会決議綴」(宮崎市細江公民館文書)
- (45) 延岡藩領の事件処理については、拙稿「近世における事件処理と地域秩序―日向国延岡藩飛地宮崎郡を中心に―」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第18巻第1号二〇一一年)、同「近世延岡藩の刑事内済と地域秩序」(『同』第19巻第1号二〇一二年)等を参照。
- (46) 前掲(2) 落合論文では、村役人では統制できない者は処分を領主の刑罰に委ねており、その背景には村秩序が動揺していく状況が存在していたとしている(一八頁)。

近世地域社会における秩序維持策について（大賀郁夫）